

不利益処分の処分基準

(整理番号：121412)

平成 30 年 8 月 31 日作成

1. 法令名・根拠条項	① 道路運送法 第 4 条第 1 項（一般旅客自動車運送事業の許可）
2. 不利益処分の概要	無許可の一般旅客自動車運送事業行為に係る指示
3. 処分基準	<p>自動車運転代行業は、利用者を当該利用者の自動車により乗車させて利用者を目的地まで運送を行う形態であって、当該自動車を使用管理する権原が利用者にあることから、自動車運転代行業者が主体的な立場において当該自動車を運行の用に供することにより旅客運送を行っているとは認められないことから、このような形態による利用者の運送行為は道路運送法第 2 条第 3 項の「自動車を使用し」事業を行う場合に該当しないため、旅客自動車運送事業には該当しない。</p> <p>しかし、利用者の運送が自動車運転代行業者又はその従業員等の自動車により行われている場合は、当該自動車運転代行業者は本来の代行運転役務の提供とは別に、主体的な立場において当該自動車を運行の用に供することにより旅客運送を行っているものであるため、このような形態（いわゆる A B 間輸送行為）による利用者の運送行為を反復継続の目的をもって有償で行っている自動車運転代行業者は、道路運送法第 3 条の一般旅客自動車運送事業を営業者者に該当し、必要な道路運送法第 4 条の許可を受けていない場合は、道路運送法第 4 条第 1 項に反する違反行為（タクシー類似行為）となる。</p>
4. 処分を行う所属	地域振興部交通対策課
5. 本庁担当課、担当 G	地域振興部交通対策課 交通安全スタッフ